

議案第 1 4 5 号

川崎市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について

川崎市介護老人保健施設条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市介護老人保健施設条例を廃止する条例

川崎市介護老人保健施設条例（平成 5 年川崎市条例第 3 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 9 年川崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同条第 2 項第 1 号中「第 6 号」を「第 5 号」に改め、同項第 2 号中「前項第 7 号」を「前項第 6 号」に改める。

第 5 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前項第 2 号」を「前項第 1 号」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「前項第 3 号及び第 4 号」を「前項第 2 号及び第 3 号」に改め、同号を同項第 2 号とす

る。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じ、施行日以後に支給すべき特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(川崎市特別会計条例の一部改正)

- 4 川崎市特別会計条例（昭和39年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

(川崎市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 川崎市介護老人保健施設事業特別会計の平成20年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市介護老人保健施設条例を廃止するため、この条例を制定するものである。